

長野県告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協 議会	長野県塩尻市広丘堅石 2151番地2	居宅介護支援事業所 社協ふれあい	長野県塩尻市広丘堅石 2151番地2	平成26年4月1日

地域福祉課

長野県告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関から名称、主たる事務所の所在地、事業所の名称又は所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護 介護予防 訪問介護 調理サー ビス	佐久浅間農業 協同組合	長野県佐久市猿久 保882番地	JA佐久浅間ヘル パーステーション	長野県佐久市臼田 785番地6	JA佐久浅間ヘル パーステーション	JA佐久浅間ヘル パーステーション みなみ	平成29年 7月1日
居宅療養 管理指導 介護予防 居宅療養 管理指導	株式会社アイ ンファーマシー ズ	北海道札幌市白石 区東札幌五条二丁 目4番30号	アイン茅野薬局	長野県茅野市玉川 字荒神前4183-7	アイン茅野薬局	リジョイス茅野薬 局	平成30年 1月1日
居宅療養 管理指導 介護予防 居宅療養 管理指導	株式会社アイ ンファーマシー ズ	北海道札幌市白石 区東札幌五条二丁 目4番30号	アイン諏訪薬局	長野県諏訪市湖岸 通り5丁目1135- 11	アイン諏訪薬局	リジョイス諏訪薬 局	平成30年 1月1日
調理サー ビス	特定非営利活 動法人のんびり	長野県佐久市甲29 2番地1	ホームヘルプセ ンターののんびり	長野県佐久市甲29 2番地1	長野県佐久市甲29 2番地1	佐久市八幡75番地 1	平成29年 11月1日
福祉用具 貸与 介護予防 福祉用具 貸与 特定福祉 用具販売 特定介護 予防福祉 用具販売	株式会社フロ ンティア	大阪府大阪市淀川 区宮原3丁目5番 36号	株式会社フロ ンティア長野営業 所	長野県松本市高宮 南7-46	長野県松本市高宮 南7-46	長野県松本市双葉 9-26	平成28年 12月12日

訪問介護 介護予防 訪問介護 訪問型サ ービス	有限会社月岡 ケアサービ ス	長野県諏訪郡下諏 訪町東赤砂4699- 15	有限会社月岡ケ アサービス訪問 介護事業所	長野県諏訪郡下諏 訪町東赤砂4699- 15	長野県諏訪郡下諏 訪町東赤砂4699- 15	長野県諏訪郡下諏 訪町東赤砂4644- 2	平成25年 7月25日
居宅介護 支援事業	長野県厚生農 業協同組合連 合会	長野県長野市北石 堂町1177番地3	浅間南麓こもろ 医療センター居 宅介護支援事業 所	長野県小諸市相生 町3丁目3番21号	浅間南麓こもろ医 療センター居宅介 護支援事業所 長野県小諸市相生 町3丁目3番21号	小諸厚生総合病院 指定居宅介護支援 事業所 長野県小諸市与良 町3丁目2番31号	平成29年 12月1日

地域福祉課

長野県告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サ ービス	佐久浅間農業協同 組合	長野県佐久市猿久保882 番地	JA佐久浅間ヘルパ ーステーションさく	長野県佐久市桜井671番 地1	平成29年6月31日
訪問介護 介護予防訪問介護 訪問型サ ービス	佐久浅間農業協同 組合	長野県佐久市猿久保882 番地	JA佐久浅間ヘルパ ーステーションしらか ば	長野県佐久市協和2404番 地1	平成29年6月31日
特別養護老人ホ ーム	佐久広域連合	長野県佐久市取出183番 地	佐久広域老人ホーム 勝間園	長野県佐久市下小田切530 番地	平成30年1月31日
訪問看護 居宅療養管理指導 居宅介護支援事業 者	伊那市	長野県伊那市下新田3050	伊那市国保西箕輪診 療所	長野県伊那市西箕輪6580 番地	平成29年12月1日

地域福祉課

長野県告示第129号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した妙義荒船佐久高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、長野県佐久地域振興局並びに佐久市役所において縦覧に供します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称	事業地の位置
広川原線道路（車道）	[路線] 起点 佐久市田口（行政界） 終点 佐久市田口（国定公園境界）

自然保護課

長野県告示第130号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第2項の規定により決定した八ヶ岳中信高原国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課、長野県佐久地域振興局並びに南牧村役場において縦覧に供します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

決定した公園事業の名称及び種類並びに位置

名 称	事 業 地 の 位 置
横岳登山線道路（歩道）	[路線] 起点 南佐久郡南牧村海の口（国定公園境界） 終点 南佐久郡南牧村海の口（歩道八ヶ岳縦走線）

自然保護課

長野県告示第131号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
岡谷市川岸字香の田3986、3988、字若宮鮎久保4000、4001の1、4001の2、4002
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第132号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳292の89、293の28

- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第133号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草7696の1・7696の7から7696の10まで・7696の15・7696の21・7696の22（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、7696の6、7696の14、7696の16、7696の17、7696の20、7696の23、7696の40
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
7696の1、7696の6から7696の10まで、7696の14から7696の17まで、7696の21、7696の22、7696の40
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第134号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡天龍村神原3582の1、3582の8
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第135号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩4344の162・4344の1046・4344の1047
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第136号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長野市（次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第137号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第138号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿南町(国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿南町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿南町(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第139号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
豊丘村(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び豊丘村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第140号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯田市下久堅南原27の2・36の7(以上2筆国有林)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第141号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部守一

- 1 都市計画の種類及び名称
伊那都市計画道路 3・3・1号環状北線

伊那都市計画道路 3・4・35号中央北町線

2 都市計画を定める土地の区域

伊那都市計画道路 3・3・1号環状北線

平成9年長野県告示第597号の土地の区域のうち、伊那市山寺並びに中央並びに上の原の各一部を変更し、伊那市上牧並びに日影並びに美篤を削除する。

伊那都市計画道路 3・4・35号中央北町線

伊那市中央の一部を追加する。

3 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、伊那市役所

都市・まちづくり課

長野県告示第142号

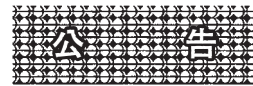
長野県収入証紙条例(昭和39年長野県条例第58号)第9条第1項の規定により、平成30年2月15日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名(名称)	住所	売りさばき場所
セブンイレブン佐久野沢西店	佐久市野沢479-6	佐久市野沢479-6 セブンイレブン佐久野沢西店

会計課



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部 守一

- 落札に係る物品等の名称及び数量
自家用ヘリコプター(消防防災仕様) 1機
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県危機管理部消防課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2
- 落札者を決定した日
平成30年1月11日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 株式会社ジャネット
(2) 所在地 山梨県甲斐市宇津谷445番地の1
- 落札金額
197,640,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成29年11月30日

消防課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年2月22日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アリオ上田店
上田市天神3-5-1
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社イトーヨーカ堂
東京都千代田区二番町8-8
- 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)イトーヨーカ堂	戸井 和久	東京都千代田区二番町8-8